○農林水産省告示第千三百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島県南会津郡南会津町湯ノ花字背戸山甲七八二の一（次の図に示す部分に限る。）、宮里字立野山二八七〇から二九〇五まで、二九〇六の一、二九〇六の二、塩ノ原字宮ノ峯一二八九、一六一六、一六一七、字背戸沢一二八七の一から一二八七の四まで、一六〇〇、一六〇一、字治平峯一七二三から一七二五まで、一七二六の一、一七二六の二、たのせ一七七から一八七まで、多々石字南内山八七一の八、八七一の六三、八七一の六四、白沢字沼ノ平一四一八の一四、一四一八の一〇二から一四一八の一〇七まで、一四一八の四八七、一四一八の四八八、一四一八の四九六、字阿多根一四一九の一四、一四二二の一四、小立岩字瀬戸山六八一、六八二の一から六八二の三まで、六八三から六九〇まで、六九一の一、六九一の二、青柳字小丈山九九六の六〇・九九六の六一・九九六の六八・九九六の八七・九九六の九四から九九六の九六まで・九九六の九九から九九六の一〇七まで・九九六の一一〇から九九六の一一四まで・九九六の一一七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、九九六の四、九九六の六から九九六の二五まで、九九六の三〇から九九六の三三まで、九九六の三八から九九六の四九まで、九九六の五九、九九六の六二から九九六の六七まで、九九六の六九から九九六の七三まで、九九六の八八から九九六の八六まで、九九六の九七、九九六の九八、九九六の一〇九、九九六の一一五、九九六の一一六、九九六の一一八から九九六の一三二まで、九九六の一五一から九九六の一五四まで、字滝倉九九八から一〇〇三まで・一〇〇四のロ・一〇〇五の二・一〇〇六の口・一〇〇六の二・一〇〇七の口・一〇一一・一〇一二の口・一〇二五・一〇二六・一〇二七の一・一〇二八の一・一〇二九の一・一〇三〇の一・一〇四六・一〇四八・一〇五〇から一〇五三まで・一〇五四の二・一〇六二から一〇六四まで・一〇六六の一・一〇六六の二・一〇六七から一〇六九まで・一〇七〇から一〇七二まで・一〇七三の二・一〇七四の一・一〇七四の二・一〇七五から一〇七七まで・一〇七八の一・一〇七八の二・一〇七九から一〇八一まで・一〇八二から一〇八四まで・一〇八五の一・一〇八五の二・一〇八六の一・一〇八六の二・一〇八七から一〇八九まで・一〇九〇から一〇九二まで・一〇九三の一・一〇九三の二・一〇九四の一・一〇九四の二・一〇九五の一・一〇九五の二・一〇九六の一・一〇九六の二・一〇九七から一〇九九まで・一一〇〇から一一〇二まで・一一〇三の一・一一〇三の二・一一〇四の一・一一〇四の二・一一〇五の一・一一〇五の二・一一〇六の一・一一〇六の二・一一〇七から一一〇九まで・一一一〇から一一一二まで・一一一三の一・一一一三の二・一一一四の一・一一一四の二・一一一五の一・一一一五の二・一一一六の一・一一一六の二・一一一七から一一一九まで・一一二〇から一一二二まで・一一二三の一・一一二三の二・一一二四の一・一一二四の二・一一二五の一・一一二五の二・一一二六の一・一一二六の二・一一二七から一一二九まで・一一三〇から一一三二まで・一一三三の一・一一三三の二・一一三四の一・一一三四の二・一一三五の一・一一三五の二・一一三六の一・一一三六の二・一一三七から一一三九まで・一一四〇から一一四二まで・一一四三の一・一一四三の二・一一四四の一・一一四四の二・一一四五の一・一一四五の二・一一四六の一・一一四六の二・一一四七から一一四九まで・一一五〇から一一五二まで・一一五三の一・一一五三の二・一一五四の一・一一五四の二・一一五五の一・一一五五の二・一一五六の一・一一五六の二・一一五七から一一五九まで・一一六〇から一一六二まで・一一六三の一・一一六三の二・一一六四の一・一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一七、一一一八、一一一九の一、一一一九の三、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一一七から一一一九まで、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一一七から一一一九まで、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一一七から一一一九まで、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一一七から一一一九まで、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一一七から一一一九まで、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）、一一〇四のイ、一一〇五のイ、一一〇六のイ、一一〇七の一、一一〇八の一、一一〇九の一、一一一〇、一一一二の一、一一一三の一、一一一三の二、一一一四の一、一一一四の二、一一一五の一、一一一五の二、一一一六の一、一一一六の二、一一一七から一一一九まで、一一二〇から一一二二まで、一一二三の一、一一二三の二、一一二四の一、一一二四の二、一一二五の一、一一二五の二、一一二六の一、一一二六の二、一一二七から一一二九まで、一一三〇から一一三二まで、一一三三の一、一一三三の二、一一三四の一、一一三四の二、一一三五の一、一一三五の二、一一三六の一、一一三六の二、一一三七から一一三九まで、一一四〇から一一四二まで、一一四三の一、一一四三の二、一一四四の一、一一四四の二、一一四五の一、一一四五の二、一一四六の一、一一四六の二、一一四七から一一四九まで、一一五〇から一一五二まで、一一五三の一、一一五三の二、一一五四の一、一一五四の二、一一五五の一、一一五五の二、一一五六の一、一一五六の二、一一五七から一一五九まで、一一六〇から一一六二まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六四の一、一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字瀬戸山六八一・六八二の二・六八三・六八五・六八六・六八八・六八九（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、字小丈山九九六の六〇・九九六の六一・九九六の六八・九九六の八七・九九六の九四から九九六の九六まで・九九六の九九から九九六の一〇七まで・九九六の一一〇から九九六の一一四まで・九九六の一一七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）、九九六の四、九九六の六から九九六の二五まで、九九六の三〇から九九六の三三まで、九九六の三八から九九六の四九まで、九九六の五九、九九六の六二から九九六の六七まで、九九六の六九から九九六の七三まで、九九六の八八から九九六の八六まで、九九六の九七、九九六の九八、九九六の一〇九、九九六の一一五、九九六の一一六、九九六の一一八から九九六の一三二まで、九九六の一五一から九九六の一五四まで、字滝倉九九八から一〇〇三まで・一〇〇四のロ・一〇〇五の二・一〇〇六の口・一〇〇六の二・一〇〇七の口・一〇一一・一〇一二の口・一〇二五・一〇二六・一〇二七の一・一〇二八の一・一〇二九の一・一〇三〇の一・一〇四六・一〇四八・一〇五〇から一〇五三まで・一〇五四の二・一〇六二から一〇六四まで・一〇六六の一・一〇六六の二・一〇六七から一〇六九まで・一〇七〇から一〇七二まで・一〇七三の二・一〇七四の一・一〇七四の二・一〇七五から一〇七七まで・一〇七八の一・一〇七八の二・一〇七九から一〇八一まで・一〇八二から一〇八四まで・一〇八五の一・一〇八五の二・一〇八六の一・一〇八六の二・一〇八七から一〇八九まで・一〇九〇から一〇九二まで・一〇九三の一・一〇九三の二・一〇九四の一・一〇九四の二・一〇九五の一・一〇九五の二・一〇九六の一・一〇九六の二・一〇九七から一〇九九まで・一一〇〇から一一〇二まで・一一〇三の一・一一〇三の二・一一〇四の一・一一〇四の二・一一〇五の一・一一〇五の二・一一〇六の一・一一〇六の二・一一〇七から一一〇九まで・一一一〇から一一一二まで・一一一三の一・一一一三の二・一一一四の一・一一一四の二・一一一五の一・一一一五の二・一一一六の一・一一一六の二・一一一七から一一一九まで・一一二〇から一一二二まで・一一二三の一・一一二三の二・一一二四の一・一一二四の二・一一二五の一・一一二五の二・一一二六の一・一一二六の二・一一二七から一一二九まで・一一三〇から一一三二まで・一一三三の一・一一三三の二・一一三四の一・一一三四の二・一一三五の一・一一三五の二・一一三六の一・一一三六の二・一一三七から一一三九まで・一一四〇から一一四二まで・一一四三の一・一一四三の二・一一四四の一・一一四四の二・一一四五の一・一一四五の二・一一四六の一・一一四六の二・一一四七から一一四九まで・一一五〇から一一五二まで・一一五三の一・一一五三の二・一一五四の一・一一五四の二・一一五五の一・一一五五の二・一一五六の一・一一五六の二・一一五七から一一五九まで・一一六〇から一一六二まで・一一六三の一・一一六三の二・一一六四の一・一一六四の二（以上三十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年九月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）